

吉野川市農業委員会総会議事録(2月総会)
(令和5年2月)

1. 開催日時 令和5年2月27日(月)
午後1時30分から午後3時00分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 17人
- | | | | | |
|---------|-----|-----|---|---|
| 会 長 | 5番 | 大久保 | 光 | 江 |
| 会長職務代理者 | 12番 | 真 相 | 広 | 也 |
| 副会長 | 2番 | 山 口 | 博 | 史 |
| | 14番 | 近 藤 | | 清 |

委 員

1番	松本 武夫	3番	野上 功子	4番	原田 正昭	6番	藤川 利文
7番	安部 健司	8番	河野 隆義	9番	川端 武夫	10番	原 博一
11番	江本 康治	13番	芝高 敏雄	15番	阿部 芳浩	16番	藤本 敏夫
17番	瀬尾 誠悟	18番	大塚 春幸	19番	南園 恵志		

4. 欠席委員 (2人)
5. 農地利用最適化推進委員(出席委員0人)

1区	石田忠春・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・小原光功
5区	椿本恵庸・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	天野宣正		

欠席委員 (16人) ※新型コロナウイルス感染症対策実施中

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議第7号 農地利用集積計画の決定について
- 第6 議第8号 吉野川市農業振興地域整備計画変更に関する意見について
- 第7 報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について
- 第8 報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	岡田佳明
局長補佐	原田裕充
事務主任	森本佑治

8. 議事進行

事務局

定刻が参りましたので、ただ今から、令和5年2月 吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は、7番安部委員、11番江本委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。

本日の出席委員は、19名中、17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策により、令和5年3月総会までの間、感染予防の観点から、出席をご遠慮頂いております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、大久保会長にお願い致します。

会 長

(会長挨拶)

議 長

まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議 長

異議なしということでございますので、17番、瀬尾委員、18番、大塚委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出しております議案は、

議第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 3件

議第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 1件

議第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 7件

議第7号 農地利用集積計画の決定について 1件

議第8号 吉野川市農業振興地域整備計画変更に関する意見について

報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について

報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について

でございます。

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある、議案番号のみの、意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

議長 それでは、議第4号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

議長 まず最初に、議第4号1番の、贈与による所有権の移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の1頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町山路字十二キ、地目は、台帳、現況共に田、面積は、161㎡です。譲渡人は、県外に住んでおり農業をすることができません。面積も小さく不整形地ということもあり、長らく耕作放棄地になっていたということで、申請地の近くで農業をしている譲受人への贈与で話がまとまったようでございます。譲受人は、兼業農家で自作地3,646㎡で、主に米を栽培しており、申請地では、米を増反する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、4番、原田委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

4番 4番、原田です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は県外に住んでおられるということで、農地の管理に苦慮しておられる。ちょうど隣接地の所有者の方にお譲りするということがまとまりました。何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第4号1番の、贈与による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第4号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第4号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、2番の売買による所有権移転についてでございます。それ

では、事務局の説明を求めます。

事務局

2番でございます。位置図については、資料2です。

申請地の所在は、山川町流、地目は、台帳、現況共に畑、面積は761㎡です。譲渡人は、市外に住んでおり、農業を縮小していることもあり、申請地近くの兼業農家である譲受人に売買することで話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地1, 388㎡、借入地1, 281㎡で、主に米等を栽培しており、申請地でも、米を増反する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、6番、藤川委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

6番

6番、藤川です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は市外で生活しておりまして、家、畑共に管理ができないということで、隣接しております譲受人へ話がありまして、譲受人も田畑を管理しておりますので売買することになりました。何も問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第4号2番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第4号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第4号2番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長

続きまして、3番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

3番でございます。位置図については、資料3です。

申請地の所在は、山川町麦原、地目は、台帳、現況共に田、面積は1, 939㎡です。譲渡人は、県外に住んでおり、農業をすることができません。譲受人は、申請地近くに実家があり、現在も兼業農家として実家の農業を担っているということもあり、増反するために売買することで話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地2, 400㎡で、主に米等を栽培しており、申請地でも、米を増反する予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可

要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、10番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番 　10番、原です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。現地を見てきまして、東にある空き家を売買し、引っ越しをしてくるということです。現在も実家で農業をしておりますので問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第4号3番の、売買による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第4号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 　異議なしということでございますので、議第4号3番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 　次に、議第5号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議 長 　それでは1番の、集会所敷地拡張のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　2頁をご覧ください。1番でございます。4筆でございます。

位置図については、資料4です。

申請地の所在は、鴨島町山路字東原、地目は、台帳、現況共に、畑又は田、4筆の合計面積は560㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、隣接地に防災拠点兼ねた地区集会所を新築するにあたり、旧集会所敷地を含む周辺農地を、新集会所敷地として拡張する計画でございます。転用後の主な土地利用としては、駐車場、緑地及び庭となっております。

土地の造成については、官民境界に重力式擁壁と境界擁壁を新設し、山土により20cm～120cm程度盛土し、整地の上、碎石を10cm程度敷き、4cm厚のアスファルト舗装等で仕上げます。これにより、土砂等の流出はありません。

排水については、雨水のみで、自然地下浸透と舗装勾配により側溝へ流下させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思

われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、4番、原田委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

4番 　4番、原田でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。地元の要望ということがあります。また、これができたからといって周辺農地等に対する影響もないと考えられますので、問題はないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第5号1番の、集会所敷地拡張のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第5号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第5号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 　次に、議第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

それでは1番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請、でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　3頁をご覧ください。1番でございます。

位置図については、資料5です。

申請地の所在は、鴨島町上浦字龍高、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,151㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル164枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,090万円を予定しています。

土地の造成については、パネル下は整地のみで、年3回程度草を刈り、それ以外は防草シートを敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.3m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地

への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

す。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、3番、野上委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

3番 　3番、野上でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は実家の農地も相続しております。この土地は、谷間の土地ですが日当たりはよい土地です。しかし譲渡人は高齢で、耕作することができません。耕作放棄地になるよりは太陽光にした方がましと思

います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第6号1番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第6号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第6号1番につきましては許可することに決定致しました。

議長 　続きまして2番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請、でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　2番でございます。位置図については、資料6です。申請地の所在は、鴨島町牛島字西條前、地目は、台帳、現況共に畑、面積は774㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル126枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金830万円を予定しています。

土地の造成については、パネル下は整地のみで、年3回程度草を刈り、それ以外は防草シートを敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.3m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。北側及び東側のパネル設置位置については、境界から出来るだけ離して建設するよう指示しております。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

議長 　ただ今の説明に関連して、2番、山口委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

2番 　2番、山口でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は父親が亡くなって相続しております、農地を多く持っています。家の西側の2枚の農地は米を作付けしていますが、その他の農地については、近隣の人に貸しています。借り手のいない農地に関しましては、トラクターにより草の管理のみは行っております。申請地についても、今後は耕作をする予定もないということで太陽光への売買になりました。隣接する家もないので何も問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第6号2番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第6号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第6号2番につきましては許可することに決定致しました。

議長 　続きまして3番の、賃貸借権の設定による駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　3番でございます。位置図については、資料7です。
申請地の所在は、鴨島町敷地字鳥取畑、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,323㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、賃貸人は、農業を縮小しており、申請地を近隣の農家に貸していましたが、契約解消手続は18条関係報告事項2、5番において終了しております。賃借人は、診療所を経営する傍ら、サービス付き高齢者向け住宅事業、小規模多機能型居宅介護事業、デイサービス、ヘルパーステーション複合型高齢者施設を併設し、共に経営していますが、従業員及び来客用駐車場スペースが不足し、長年苦慮してきたところ、隣接地の貸借で話がまとまったことにより、この度の申請となったようで、駐車スペースとして40台を予定しております。事業費は、自己資金1,000万円を予定しています。

土地の造成については、表土をすき取り、良質土で30cmから40cmほど盛土を行い、整地の上、砕石を敷き、アスファルト舗装で仕上げる予定です。

雨水排水等については、申請地西側と北側にU型側溝を新設し、切り

換え桝と既設集水桝により、道路側溝へ流下させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番 　8番、河野でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。21日に、会長事務局と共に現地確認を行いました。隣の病院も駐車場が手狭で拡張をしております。申請地は水稻を作付けしていきまして、田が減少するのは残念ですが、周辺農地への影響もなく、問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第6号3番の、賃貸借権の設定による駐車場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第6号3番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第6号3番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして4番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請及び5番の、使用貸借権の設定による駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　4番でございます。3筆でございます。位置図については、資料8です。申請地の所在は、山川町忌部、地目は、台帳、現況共に田、3筆の合計面積は2,806㎡でございます。農用地区分は、令和4年10月27日に農振除外された、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル772枚、パワコン5台、発電出力249.9kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は自己資金5,200万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、防草シートを敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁及び土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。北側及び西側のパネル設置位置については、境界から出来るだけ離して建設するよう指示しております。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地

への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

す。5番でございます。位置図については、資料2です。

申請地の所在は、山川町流、地目は、台帳、現況共に、畑、面積は658㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、譲渡人は、衣料会社を経営しており、規模拡大を予定しているため、従業員用等の駐車場が手狭になるということで、隣接地にある自分の農地を、駐車場として会社に使用貸借する計画のようです。事業費は、自己資金50万円でございます。

土地の造成については、上土を20cm取り除き、砕石を20cm程度敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁及び土羽止めがあるため、土砂の流出はありません。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

議長 ただ今の説明に関連して、6番、藤川委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

6番 6番、藤川でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。21日に事務局と共に現地確認を行いました。譲渡人は体調をくずしており、農機具によっては操作することができません。そこへ、太陽光発電の話があり、売買することになりました。申請地の、周辺に太陽光がありますので問題はないと思います。5番については、現在、大型車両の出入りについてとても苦勞をしているようです。駐車場が狭いということで、隣接する農地との話ができましたので、この度の申請になりました。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第6号4番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請及び5番の、使用貸借権の設定による駐車場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第6号4番及び5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第6号4番及び5番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして6番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請

でございます。事務局の説明を求めます。

事務局

4頁をご覧ください。6番でございます。位置図については、資料9です。

申請地の所在は、山川町堤外、地目は、台帳、現況共に田、面積は1,679㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル528枚、パワコン4台、発電出力242.8kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力へ売電する計画です。事業費は自己資金3,200万円を予定しています。

土地の造成については、整地の上、防草シートを敷き仕上げます。民境界には、既設擁壁及び土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

す。なお、本案件は、浸水地域にあたるため、パネル高、パワコン高等の設備高は特に注意するよう指導を行い、これに伴う、近隣農地所有者への説明も行うよう併せて指導しております。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

議長

ただ今の説明に関連して、9番、川端委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いしま

9番

す。9番、川端でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。この申請地については、耕作放棄地状態になっており、農地への復旧は譲渡人はできないということで、太陽光へ売買することになりました。浸水地域ですので、指導も事務局の方で行ってくれているとのこと

議長

です。何も問題はないと思いま

す。ご審議の程よろしくお願

議長

い致します。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第6号6番について許可することに、ご異議ございませ

議 長 続きまして7番の、売買による居宅新築のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 7番でございます。位置図については、資料10です。
申請地の所在は、山川町東麦原、地目は、台帳、現況共に田、面積は864㎡のうち518㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、譲受人は現在、借家に住んでいますが、手狭になり新築できる土地を探していたところ、実家の隣接地である申請地所有者と話がまとまり、この度の申請になったようでございます。申請地には、木造2階建て住宅、延べ床面積116.75㎡を建築する計画で、事業費は借入資金2,600万円を予定しています。

土地の造成については、申請地は、前面道路高より、1m程度高いということで切り土を行い、その現場流用土で30cm程度進入路及び駐車場の盛り土を行い、前面道路との高さ調整を行います。その後、全敷地を整地の上、砕石を10cm程度敷き仕上げます。給排水については、市上下水道を使用します。民境界には、石積み擁壁を移設し、コンクリート擁壁も新設しますので、土砂等の流出はありません。

雨水排水等については、地下浸透と道路側溝へ自然流下させる計画でございますので、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われ

ます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われ

議 長 ただ今の説明に関連して、10番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願い

10番 10番、原でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。この土地は、東は193号線に沿い、西側に谷があります。敷地は地図のとおり西に細く、土地全体に高低差があるので、キチッと高さ調整を行い、家を建てる計画です。何も問題はないと思

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第6号7番の、売買による居宅新築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ござい

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第6号7番について許可することに、ご異議ござい

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第6号7番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第7号農用地利用集積計画の決定についてを、議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の5頁をご覧下さい。議第7号農用地利用集積計画の決定についてご説明致します。

農用地利用集積計画の決定については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、令和5年2月9日付け4吉農林第385号で吉野川市長から諮問があったものでございます。

位置図については、資料11です。農用地区分は、農用地区域内農地の、第2種農地でございます。所在は、山川町奥川田、地目は、台帳、現況共に田、面積は653㎡で、今回の、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法による認定農業者等が事業を拡大するため、農振農用地区域内農地を取得し、また、経営面積要件等の審査基準を満たした場合、優遇措置の対象となるものでございます。

事務局により審査を行った結果、適当と認められますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ここで、真相委員におかれましては、関係者でございますので、しばらくの間、ご退席をお願い致します。

議 長 ただ今、議第7号について事務局より説明がありました。委員の皆さん、ご質問、ご意見はございませんか。

1番 1番松本です。この議案は斡旋のことで。それと優遇措置というのは何についてで。

事務局 斡旋とは違います。また別の事業で、優遇措置というのは、登記費用と税の優遇等です。この事業は条件が厳しく、まずは農振農用地でなければいけないこと。かつ、認定農業者等が耕作のために買うこと。農地法の縛りでなく、農業経営基盤強化促進法での売買条件を満たさなければならぬというのがございます。

1番 主にどんな優遇措置があるの。

事務局 不動産取得税や登録免許税が軽減されたり、1番大きいのは、登記は農業委員会が行いますので登記費用がいきりません。

1番 こんな有利なことがあるんやったら、我々ももっと勉強せなあかん。農業新聞に載っているように、農地を農地として専業農家に集積するだけでなく、転用もいいが、税金がはいるけん。しかし食料を守るという農業委員会の趣旨からいったら、こういうことを利用して、IUJ ターンを利用して吉野川市に来た人にな、農業をして貰うようにしなくては、人口は減る一方、予算を見てもきつい状態。吉野川市としても税収をあげていくため、農業所得を向上させる施策を設けていかなあかん。こうゆうことがあるんやったら、僕やに教えて、新規就農の子やに話しに行ったり、優良農地を守るようにするのが事務局の仕事でないんかと思う。委員会の斡旋事業と思うていたところがある。これはどこに載っとん。

- 事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定がメインです。
- 1番 この手続のシステムがよくわからないので、資料を基に教えて頂き、協力できることは協力していこうと思うんやけど。
- 事務局 委員の言っていることは解りましたので、農林業振興課と相談して、手順についてフローなどを通じてお知らせしたいと思います。後日になりますけど、教授できる資料を作ります。
- 議長 他に質疑ございませんか。
(質疑なしとの声)
- 議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第7号農用地利用集積計画の決定について、承認することに、ご異議ございませんか。
(異議なしとの声)
- 議長 異議なしということでございますので、議第7号につきましては、承認されました。
- 議長 次に、議第8号吉野川市農業振興地域整備計画変更に関する意見についてでございますが、1月にお配りした資料のとおり、農振除外申請地の件でございます。事務局の説明を求めます。
- 事務局 別添の令和4年11月中受付分、除外申請の綴りをご覧ください。令和5年1月23日付、4吉農林第345号で諮問のありました、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項及び同法施行規則第3条の2第2項の規定により、吉野川市農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画変更に関する意見を求められています。その変更計画は農用地区域からの除外申請22件であり、これについて、各農業委員の意見を述べていただき、集約して事務局より吉野川市長へ回答致したいと考えています。
- 議長 ただ今、事務局より説明がりましたが、議第8号農業振興地域整備計画変更に関する意見について、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
(意見なしとの声)
- 議長 質疑、意見がないようでございますので、それでは採決を致します。議第8号については、諮問どおり決定することに、ご異議ございませんか。
(異議なしとの声)
- 議長 異議なしということでございますので、議第8号につきましては、すべて

の案件が特に問題は無いということで、「特段の意見なし」で、市長に対して意見書を送付することに決定いたしました。

事務局において意見書を作成の上、送付してください。

議長 次に、報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について、報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について、をご報告致します。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものであります。

議案書の6頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料12です。

照会地の所在は、川島町山田字平倉、地目は、台帳、現況共に田、面積は750㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和5年1月17日付けで回答したものでございます。

2番でございます。位置図については、資料13です。

照会地の所在は、山川町丸山、地目は、台帳、現況共に畑、面積は298㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に山林化しており、農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和5年1月25日付けで回答したものでございます。

○報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の7頁をご覧ください。今回ご報告致します件数は、5件7筆でございます。内訳と致しまして、残存小作権設定の賃貸借権の合意解約が1件1筆、利用権設定の賃貸借権の合意解約が1件2筆、利用権設定の使用貸借権の合意解約が2件2筆、農地法第3条の賃貸借権の合意解約が1件2筆でございます。

以上でございます。

議長 報告事項(1)及び(2)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局 その他について、でございますが、

○「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について説明

○「下限面積廃止」に伴う市告示の廃止について

以上です。

議 長

それでは、本定例会の議案の審議については、全てが終了しました。
委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたこと
を感謝申し上げます。

以上をもちまして本定例会を閉会といたします。

閉 会 （終了時刻 午後3時00分）

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和5年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記